

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月10日

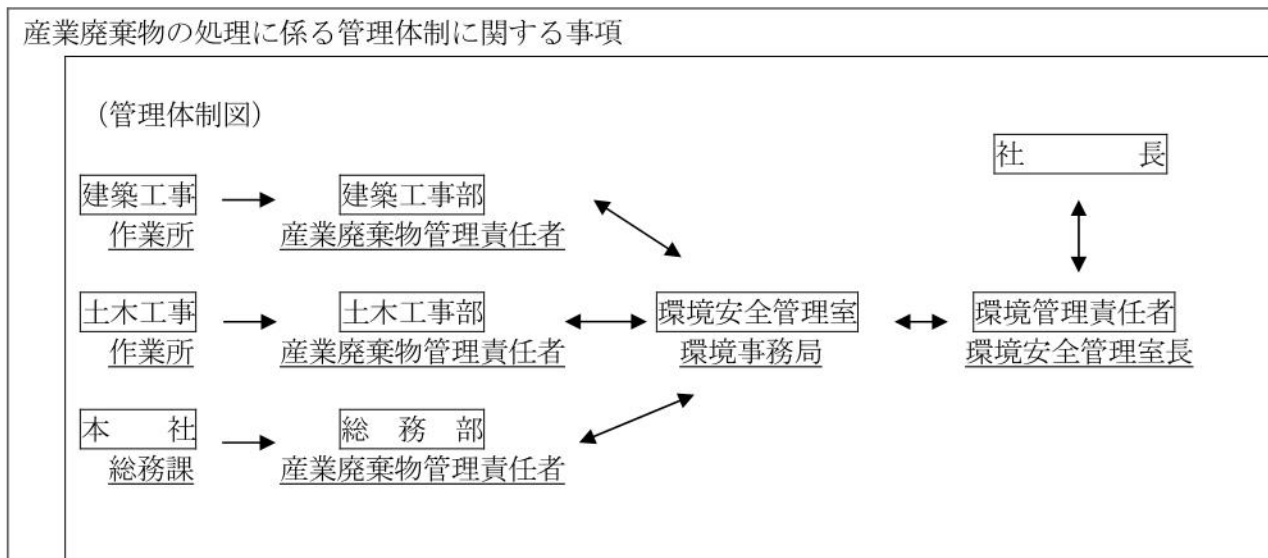
静岡県知事 殿

提出者

住所 静岡市清水区松原町5-17
氏名 鈴与建設株式会社
代表取締役社長 大石 泰明
電話番号 054-354-3420

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鈴与建設株式会社
事業場の所在地	静岡市清水区松原町5-17
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	売上高 28,000百万円 (弊社令和3年度実績)
③ 従業員数	339名 (従業員 318名 派遣社員 21名) R4.04.01時点
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>廃棄物の排出 事務所・作業所 → 収集運搬 委託収集運搬業者 → 中間処理 委託中間処理業者 →</p> <p>収集 収集運搬業者 → 最終処分 最終処分業者</p>



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		「別紙1のとおり」
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） 1. 設計時点で排出抑制を実施した 2. 建設現場内で排出抑制を実施した		
②計画	【目標】		「別紙1のとおり」
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 1. 設計時点で排出抑制を実施する 2. 建設現場内で排出抑制を実施する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 「別紙1のとおり」
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 「別紙1のとおり」

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		「別紙1のとおり」
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 1. 適切な中間処理業者に委託する		
②計画	【目標】		「別紙1のとおり」
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 1. 適切な中間処理業者に委託する		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		「別紙1のとおり」
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 1. 該当なし			
②計画	【目標】		「別紙1のとおり」
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 1. 該当なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】 「別紙1のとおり」		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 1. 該当なし		
② 計画	【目標】 「別紙1のとおり」		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】 「別紙1のとおり」		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 1. できる限り優良認定処理業者に委託した 2. 適切な中間処理業者に委託した		

② 計画	【目標】 「別紙1のとおり」		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. できる限り優良認定業者に委託する 2. 適切な中間処理業者に委託する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の計画一覧表(現状・計画)静岡県

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		産業廃棄物の分別に関する事項		自ら産業廃棄物の再生利用を行った産業廃棄物の量		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		自ら中間処理による減量した産業廃棄物の量		自ら焼立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		産業廃棄物の処理委託に関する事項									
	2021年度(令和3年度)実績	2022年度(令和4年度)目標	現状	計画	2021年度(令和3年度)実績	2022年度(令和4年度)目標	2021年度(令和3年度)実績	2022年度(令和4年度)目標	2021年度(令和3年度)実績	2022年度(令和4年度)目標	2021年度(令和3年度)実績	2022年度(令和4年度)目標	全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定以外の熱回収業者への処理委託量	
													2021年度(令和3年度)実績	2022年度(令和4年度)目標	2021年度(令和3年度)実績	2022年度(令和4年度)目標	2021年度(令和3年度)実績	2022年度(令和4年度)目標	2021年度(令和3年度)実績	2022年度(令和4年度)目標	2021年度(令和3年度)実績	2022年度(令和4年度)目標
燃え殻	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
燃え殻(水銀関連除く)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
燃え殻(水銀含有ばいじん等)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
汚泥	41.7	37.5			-	-	-	-	-	-	-	-	41.7	37.5	0.0	0.0	41.7	37.5	0.0	0.0	0.0	0.0
上水汚泥	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
下水汚泥	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設汚泥(水銀関連除く)	41.7	37.5	100%	90%以上分別	-	-	-	-	-	-	-	-	41.7	37.5	0.0	0.0	41.7	37.5	0.0	0.0	0.0	0.0
建設汚泥(水銀含有ばいじん等)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の汚泥(水銀関連除く)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の汚泥(水銀含有ばいじん等)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃油	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃酸	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃酸(水銀関連除く)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃酸(水銀含有ばいじん等)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ(水銀関連除く)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃プラスチック類	53.3	47.9	100%	90%以上分別	-	-	-	-	-	-	-	-	53.3	47.9	30.3	27.3	53.3	47.9	0.0	0.0	0.0	0.0
ゴムくず	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず	2.3	2.0			-	-	-	-	-	-	-	-	2.3	2.0	0.1	0.1	2.3	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず(水銀関連除く)	2.3	2.0	100%	90%以上分別	-	-	-	-	-	-	-	-	2.3	2.0	0.1	0.1	2.3	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず(水銀使用製品産業廃棄物)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラス陶磁器等くず	16.5	14.9			-	-	-	-	-	-	-	-	16.5	14.9	1.0	0.9	16.5	14.9	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラス陶磁器等くず(水銀関連除く)	16.5	14.9	100%	90%以上分別	-	-	-	-	-	-	-	-	16.5	14.9	1.0	0.9	16.5	14.9	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラス陶磁器等くず(水銀使用製品産業廃棄物)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鋳さい	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鋳さい(水銀関連除く)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鋳さい(水銀含有ばいじん等)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
がれき類	1117.7	1005.9			-	-	-	-	-	-	-	-	1120.1	1008.1	17.8	16.0	1120.1	1005.9	0.0	0.0	0.0	0.0
コンクリート片	774.6	697.2	100%	90%以上分別	-	-	-	-	-	-	-	-	774.6	697.2	17.8	16.0	774.6	697.2	0.0	0.0	0.0	0.0
廃アスファルト	339.3	305.4	100%	90%以上分別	-	-	-	-	-	-	-	-	339.3	305.4	0.0	0.0	339.3	305.4	0.0	0.0	0.0	0.0
レンガ破片など	3.7	3.3	100%	90%以上分別	-	-	-	-	-	-	-	-	3.7	3.3	0.0	0.0	3.7	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0
石棉含有産業廃棄物	2.5	2.2	100%	90%以上分別	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	2.2	0.0	0.0	2.5	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0
ばいじん	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ばいじん(水銀関連除く)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ばいじん(水銀含有ばいじん等)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紙くず	1.6	1.4	100%	90%以上分別	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6	1.4	0.1	0.1	1.6	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0
木くず	313.0	281.7	100%	90%以上分別	-	-	-	-	-	-	-	-	313.0	281.7	23.5	21.2	313.0	281.7	0.0	0.0	0.0	0.0
繊維くず	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動植物性残さ	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物系固形不要物	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物のふん尿	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物の死体	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令13号物(上記産業廃棄物の処理物であってこれらに該当しないもの)	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設混合廃棄物	217.8	196.0			-	-	-	-	-	-	-	-	217.8	196.0	115.5	104.0	217.8	196.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃蛍光灯類	0.1	0.1	100%	90%以上分別	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
廃電池類	0.0	0.0			-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石膏ボード	32.1	28.8	100%	90%以上分別	-	-	-	-	-	-	-	-	32.1	28.8	11.5	10.4	32.1	28.8	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1798.5	1618.6			-	-	-	-	-	-	-	-	1798.5	1618.6	199.8	179.9	1798.5	1616.4	0.0	0.0	0.0	0.0

建設混合廃棄物に含まれる事業系一般廃棄物の分別を推進した。
優良認定処理業者への処理委託を推進する。建設混合廃棄物に含まれる事業系一般廃棄物の分別を推進する。